

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。</p> <p>なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-1と議案第2号農地法第5条の規定による整理番号5-6については、関連する事項がございますので、合わせて議案第2号農地法5条による規定による許可申請について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします</p>
4番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1及び農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-6について、2月23日に吉田彰宏推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字下名栗字倉久保地内にございます。</p>

最初に整理番号3-1について、農地の現況ですが、草刈りなど保全管理されております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるということです。

譲受人の所有地についてはございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではキュウリ、トマト、ジャガイモ、ダイコンなどを作付けするということです。

また、通作については自宅予定地の隣接地になるので、特段の問題はないと考えます。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

次に整理番号5-6について、農地の現況ですが、保全管理されております。

周囲の状況ですが、申請地の西側と南側は議案第1号の整理番号3-1の申請地となっております。また、東側は道路となっていることから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。

譲受人は、現在、八王子市の賃貸住宅に妻と居住しています。

農作業については、ミニトマト、キュウリ、ゴーヤ等をベランダで栽培を行なった経験があります。今後につきましては、周辺の農地管理者などからアドバイスをもらいながら周辺農地に影響が出ないよう栽培を行います。

また、申請地の隣接地に住宅を新築し、妻とともに自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請するものです。

譲受人からは、今回、キュウリ、トマト、ジャガイモ、ダイコンなど、露地野菜の作付け計画が提出されています。

所有農地はございません。

また、通作に関してですが、居住予定地に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年2月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機2台、耕うん機2台を導入する予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については江原良弘委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、八王子市の賃貸住宅にて妻と生活しております。

申請人はかねてより、静かで車通りの少なく、自然豊かな環境で、農業を営みながらの生活を求めて適地を探していたところ、今回の申請地のような畑と宅地が隣接している土地が名栗地区にあったことから申請をするものです。

また、農地部分については、農地法第3条による申請を併せて行なっているところです。

申請年月日は、令和4年2月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、すべて融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

	<p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して現地調査していただきました吉田彰宏推進委員から、何か意見等預かっていますか。</p>
4 番	<p>特にございません。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
5 番	<p>申請地との一体利用とは、どのようなことですか。</p>
事務局	<p>今回、住宅敷地ということで、農地法第5条の申請がされておりますが、農地である申請地と宅地である隣接地とを一体利用することで住宅敷地とするものです。</p>
議長	<p>申請者の年齢を教えてください。</p>
事務局	<p>申請人の年齢は34歳で、奥様は30歳です。</p>
6 番	<p>江原良弘委員に質問です。申請地は長年、農地として使用されていなかったように見えますが、このような状況でも、耕運すれば作付けは可能なのでしょうか。</p>
4 番	<p>耕運すれば、作付け可能だと思います。</p>
事務局	<p>申請人からは、土づくりから始めると聞き取りをしております。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p> <p>【なしの声あり】</p>

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたします。
それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
【議案書読み上げ】
説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。
地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、2月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。
申請地は大字上畑字中堂地内でございます。
農地の現状は、保全管理されております。
周辺農地への影響ですが、申請地に隣接する農地は、ありませんので特段問題はないと考えます。
現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、入間市の賃貸住宅にて同居人の方と生活しております。

申請人は以前より、自然豊かな環境で家庭菜園しながら生活することを希望しており、また、瑞穂町への通勤にも支障とならないエリアということで近隣市町村を選定範囲として探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用し申請するものです。

飯能住まい制度としては、52件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和4年2月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費、造成費及び諸経費に対し、自己資金と融資にて対応することによって関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

6 番	特にございません。
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 1 について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 1 について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 2 について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
2 番	<p>議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 2 について、2 月 2 日に保谷剛正推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字下加治字宮前地内でございます。</p> <p>農地の現状は、茶畑となっており、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、申請地の東側は道路で、西側は宅地となります。また、北側には申請人が利用する駐車場があり、その土地との一体利用となりますので特段問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 2 について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p>

現地の状況については綿貫由美子委員の説明のとおりです。

申請人は、大字下加治地内で病院を経営する医療法人です。

当院では、以前から慢性的な駐車場不足が生じているところですが、自己所有地の一部については、飯能市道の拡幅事業により駐車場用地の一部の売却契約を締結することになるなど、さらに駐車場が不足することになりました。

このことから、病院の付近において駐車場用地の確保にも努めましたが、必要面積などの条件に合う土地が無く、今回の申請地であれば所有地に隣接するなど駐車場用地の条件に適合することから、申請するものです。

申請年月日は、令和4年2月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、敷地造成費に対し、すべて自己資金にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました保谷剛正推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

2番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規

定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

申請地は、東側の道路と高低差があるが、そのまま利用するのですか。

2番

進入路は東側の道路側からではなく、隣接する北側の土地から車が入るように利用するので、高低差はありません。

事務局

綿貫由美子委員の仰るとおり東側の道路からではなく、北側からの進入路となりますので、特段問題はありません。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、2月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字岩淵字前ヶ貫地内でございます。

農地の現状は、果樹が長年栽培されていた農地です。調査当日には、すべて抜根されておりました。

周辺農地への影響ですが、申請地の北側に隣接農地が1筆ございますが、その隣接農家の方からは同意書をいただいておりますので特段問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えており

議長

ます。
説明は以上です。

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、所沢市内の賃貸住宅にて妻と生活しております。

申請人は夫婦ともに自然豊かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、妻の実家のある南高麗地区を選定範囲として探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用して申請するものです。

申請地は駅にも近く通勤や買い物の利便性も良いことから申請地を選定したとのこととです。

飯能住まい制度としては、55件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和4年2月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築工事費に対し、すべて融資にて対応するとのことと関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことではないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長	<p>同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。 同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意見等預かっていますか。</p>
6 番	<p>特にございません。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
3 番	<p>申請地の南側の土地の地目は何ですか。</p>
事務局	<p>雑種地です。南側の駐車場との一体利用となります。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
3 番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、2月21日に河野和昭推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字双柳字上ノ台地内でございます。 農地の現状は、保全管理されております。 周辺農地への影響ですが、申請地の北側にビニールハウスが2棟ございますが、今回申請地は駐車場での利用なので、日照など特段問題はないと</p>

考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については利根川哲委員の説明のとおりです。

申請人は、大字双柳地内で運送業を営む法人です。

当法人では、大型トラック9台、フォークリフト2台を所有し、主に大型小売店舗への配送を行っております。敷地が狭いことから、特に、朝方と夕方において配送の荷物を積む際に順番待ちのトラックが待機し、積み下ろしに時間が掛かるなど慢性的に混雑している状況です。このままの状況ではいずれ遅配が発生し、取引先への信用や契約にも影響が出ることが懸念される状況です。

このことから、本社の隣接地である当該申請地はトラックやパレットなどの資材の保管場所としての条件に適していることから、申請するものです。

申請年月日は、令和4年2月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用区域内にある農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」で、「集団的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」もので、「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められるもの」と判断できます。また、第1種農地の不許可の例外である「既存施設の拡張」に当たるものとして、当該申請においては「既存敷地の面積の2分の1を超えないもの」であり、不許可の例外であると判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地造成費に対し、すべて自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました河野和昭推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

3番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、2月22日に古谷英紀推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字前ケ貫字コトウ地内にございます。
農地の現状は、保全管理されております。
周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。
現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については大久保博司委員の説明のとおりです。
申請人は現在、妻の実家の離れを借用し親子で1年ほど生活をしておりますが、手狭であり十分な広さの住宅が必要な状況となっております。
譲受人としては、妻の生まれ育った飯能市の環境が気に入っており、飯能市内に一戸建ての住宅を建てたいと考え、土地を探しましたが条件が合うところが見つかりませんでした。

試行錯誤のうえ、義父に相談したところ、義父が所有する土地を譲り受けることができるようになったことから申請をするものです。

申請年月日は、令和4年2月7日、同日農業委員会受付となっております。
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費、建築費、諸費用に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないこと

	<p>はないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して現地調査していただきました古谷英紀推進委員何から、何か意見等預かっていますか。</p>
10番	<p>同様の意見をいただいております。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
3番	<p>申請地の接道は、どこに位置しますか。</p>
事務局	<p>南側の市道が接道となります。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について、2月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p>

議長

事務局

申請地は大字上畑字中堂地内にございます。
農地の現状は、カヤ等が刈られており適正に管理されております。
周辺農地への影響ですが、申請地の西側は農地転用済みである為、特段問題は無いと考えます。
現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。
説明は以上です。

事務局から補足説明をお願いいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。
申請人は、現在、東京都北区のマンションにて生活しております。
申請人は以前より、自然豊かで交通量の少ない環境で家庭菜園やアウトドアを楽しみながら生活することを希望しており、また、横浜市への通勤にも支障とならないエリアということで候補地を探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用し申請するものです。

飯能住まい制度としては、53件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和4年2月7日、同日農業委員会受付となっております。
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。
農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、すべて融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-8について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。

4番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-8について、2月23日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字上名栗字宮ノ平地内でございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

議長

説明は以上です。

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-8について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については江原良弘委員の説明のとおりです。

申請人は、大字上名栗地内でキャンプ場を経営しております。

申請人が経営するキャンプ場は、近年のアウトドアブームで年々利用客が増加しており、事業の拡大が必要となっております。

事業用地の選定については、既存のキャンプ事業と新規事業のバーベキュー場の設置を行なうことで、既存事業と新規事業の用地を結ぶブロック化による相乗効果により顧客満足度の向上を目指すというコンセプトに基づき用地の選定を図りました。

事業用地は申請人の既存キャンプ場の近くで河川に隣接する場所を探していたところ、申請地を提供いただける話がありました。今回の申請地であれば申請人の事業のコンセプトに適合することから、申請するものです。

申請年月日は、令和4年2月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地造成費、施設設置費に対し、すべて自己資金にて対応することによって関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

	<p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して現地調査していただきました吉田彰宏推進委員何から、何か意見等預かっていますか。</p>
4番	<p>特にございません。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-8について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-8について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、報告第1号農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の非農地通知及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出及び、報告第3号農地法第18条の規定による合意解約についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。</p>
	<p>【付議案件4「その他」に記載】</p>
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。</p>

会長職務代理

以上をもちまして、令和4年2月飯能市農業委員会総会を閉会します。